

信用保証協会向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>VI 行政処分を行う際の留意点</p> <p>VI-1 行政処分等を行う際の留意点</p> <p>VI-1-1 行政処分</p> <p>(略)</p> <p>VI-2 行政手続法との関係等</p> <p>(1) 行政手続法との関係</p> <p><u>上記VI-1-1(3)及び(4)の不利益処分をしようとする場合には、行政手続法第13条第1項第2号に基づき弁明の機会を付与し、上記VI-1-1(5)の不利益処分をしようとする場合には、同法第13条第1項第1号に基づき聴聞を行わなければならないことに留意する。</u></p> <p><u>また、いずれの場合においても、同法第14条に基づき、処分の理由を示さなければならないことに留意する。</u></p>	<p>VI 行政処分を行う際の留意点</p> <p>VI-1 行政処分等を行う際の留意点</p> <p>VI-1-1 行政処分</p> <p>(略)</p> <p>VI-2 行政手続法との関係等</p> <p>(1) 行政手続法との関係</p> <p><u>行政手続法第13条第1項第1号に該当する不利益処分をしようとする場合には聴聞を行い、同項第2号に該当する不利益処分をしようとする場合には弁明の機会を付与しなければならないことに留意する。</u></p> <p><u>いずれの場合においても、不利益処分をする場合には同法第14条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと(不利益処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと)に留意する。</u></p> <p><u>また、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には同法第8条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと(許認可等を拒否する処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと)に留意する。</u></p> <p><u>その際、単に根拠規定を示すだけでなく、いかなる事実関係に基づき、いかなる法令・基準を適用して処分がなされたかを明らかにすること等が求められることに留意する。</u></p>

信用保証協会向けの総合的な監督指針 新旧対照表

上記Ⅵ—1—1（1）、（3）から（5）の処分をしようとする場合には、行政不服審査法第6条に基づく異議申立て（処分官庁が関係地方公共団体の長の場合には、金融庁長官及び経済産業大臣に対する審査請求）ができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。

（3）行政事件訴訟法との関係

上記Ⅵ—1—1（1）、（3）から（5）の処分をしようとする場合には、行政事件訴訟法第8条に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。

（2）行政不服審査法との関係

不服申立てをすることができる処分をする場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に基づき、不服申立てをすることができる旨等を書面で教示しなければならないことに留意する。

（3）行政事件訴訟法との関係

取消訴訟を提起することができる処分をする場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条に基づき、取消訴訟の提起に関する事項を書面で教示しなければならないことに留意する。